

福岡県公報

平成24年1月25日
第 3 3 5 4 号

目 次

告 示 (第91号-第112号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための
事前届出 (漁業管理課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (県土整備総務課) …………… 7
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) …………… 7

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (建築指導課) …………… 8
- 一般競争入札の実施 (建築指導課) …………… 9
- 一般競争入札の実施 (建築指導課) …………… 10

選挙管理委員会

- 海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の海区における選挙
権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 10
- 政治団体の設立届 (市町村支援課) …………… 10
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 11
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) …………… 12
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) …………… 12
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 13
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) …………… 13

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 14

告 示

福岡県告示第91号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成24年1月25日から同年2月8日までの間縦覧に供する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
柳川市大和町中島1090番地 柳川市大和町中島鷹ノ尾1222番地1 柳川市大和町中島725-1	高田 政宣 釘崎 憲三 黒田 隆一	中島・山門羽瀬	中島漁業協同組合
柳川市大和町大字中島976 柳川市大和町中島1913番地 みやま市瀬高町河内69番地9	高田 名月 小柳 進治 西田 登		

福岡県告示第92号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市堀池字古川429番3、430番2、431番2、432番2、433番から435番まで、436番1、436番2、438番から441番まで、442番1、442番2の一部、442番3、443番1、443番3の一部、444番1、444番2の一部、445番1、445番2、448番3、449番から451番まで、452番1、453番の一部、454番の一部、460番1、460番3、461番、462番、463番1、463番2の一部、464番1、464番2の一部、465番1、466番1から466番4まで、468番1、468番2、469番1、469番2、472番1、472番2、639番2から639番9まで、641番1の一部及び641番2から641番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東那珂二丁目3番55号

有限会社 ビッグ九州

代表取締役 和泉 伸二

福岡県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生350	西条クリニック	糟屋郡志免町志免2丁目4-25	23・12・1
宰生85	かんざき内科クリニック	太宰府市観世音寺1丁目4番30号	23・12・7
筑紫地生180	医療法人 日々会 いわお小児科医院	筑紫郡那珂川町五郎丸1丁目9-1	23・12・1
京生130	医療法人棋生会 谷クリニック	京都郡苅田町京町1丁目11-5 マキシム苅田ビル2F	23・12・1
筑紫生歯65	つくし歯科医院	筑紫野市二日市南3丁目9-1	23・12・1
直生歯78	おんがの歯科医院	直方市大字感田2657-5	24・1・1
田生歯84	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	23・12・9
行生薬68	そうごう薬局在宅調剤センター行橋店	行橋市西宮市1丁目8番13号 RestFeelingBuil101号	24・1・1

福岡県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
宰生55	かんざき内科クリニック	太宰府市観世音寺1丁目4-30	23・12・6

福地生166	いわお小児科医院	筑紫郡那珂川町五郎丸1丁目9-1	23・11・30
京生100	谷クリニック	京都郡苅田町京町1丁目11-5 マキシム苅田ビル2F	23・11・30
筑紫生歯47	つくし歯科医院	筑紫野市二日市南3丁目9-1	23・11・30
田生歯83	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	23・12・8

福岡県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
春生マ10	須山 潔（須山治療院）	春日市春日原北町4丁目50-7 リトルガーデン102号	23・12・26
飯生柔52	壬生 雄大（みのり鍼灸整骨院）	飯塚市東徳前6-18	23・12・1
田生柔30	川原 佑太（キャッチャー整骨院）	田川市大字弓削田3066-1	24・1・4
八女生柔27	久原 良博（やつひめ整骨院）	八女市平田532番地8	23・12・5
行生柔22	和田 徳仁（STREXZEN行橋健康整骨院）	行橋市中央2丁目5-23	23・11・28
像生柔44	白石 祐大（たく鍼灸整骨院）	宗像市田久724-1	24・1・1
宰生柔32	篠原 周作（五条いきいき整骨院）	太宰府市五条4丁目3-38	23・12・27
宰生柔33	犬塚 亜由美（五条いきいき整骨院）	太宰府市五条4丁目3-38	23・12・27
福津生柔14	松岡 士貴（うみがめ整骨院）	福津市津屋崎1丁目1-23	24・1・1

福岡県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	上ノ河内 有安線	前	築上郡築上町大字上ノ河内 1129番先から 築上郡築上町大字上ノ河内 1150番1先まで	5.0 ～ 7.0	138.6
			後	築上郡築上町大字上ノ河内 1129番先から 築上郡築上町大字上ノ河内 1150番1先まで	7.0 ～ 25.8	

福岡県告示第97号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 T. M. F

(2) 代表者の氏名

高岡 政義

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市須崎町12-23

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して障害自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年11月福岡県告示第1715号福岡都市計画下水道事業春日公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

春日市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業春日公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年2月23日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第1715号の事業のうち、次の地内において事業地を変更する。

春日市大字下白水の一部

小倉東2丁目の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第99号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市稲吉字若宮1300番1、1300番4、1302番1、1302番5から1302番7まで、1302番11、1302番13、1302番14、1303番3及び1303番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市稲吉1292-2

高木 忠一

福岡県告示第100号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（平成23年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成24年1月4日から平成24年3月23日まで

福岡県告示第101号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成23年11月22日から 平成24年3月30日まで

福岡県告示第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（平成23年度福岡市空中写真測量業務委託）

2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市の一部	平成23年9月2日から 平成24年3月23日まで

福岡県告示第103号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸田町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（都市計画基図作成）

2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸田町全域	平成23年11月16日から 平成24年3月31日まで

福岡県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（下大利駅東土地区画整理事業）

2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市東大利二丁目・三丁目地内	平成23年11月15日から 平成24年3月31日まで

福岡県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字新道寺	平成23年12月2日から 平成24年1月20日まで

福岡県告示第106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市大字尾島	平成23年12月1日から 平成23年12月28日まで

福岡県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構朝倉総合事業所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市江川地内、東峰村大字小石原地内	平成23年11月2日から 平成24年3月20日まで

福岡県告示第108号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量外）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
春日市春日公園、大野城市大字上大利	平成23年11月23日から 平成24年3月30日まで

福岡県告示第109号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量外）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市、築上町内	平成24年1月4日から 平成24年2月20日まで

福岡県告示第110号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市交通事業管理者から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区・西区・博多区・東区の一部	平成24年1月5日から 平成24年1月23日まで

福岡県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年10月23日農林水産省告示 第1690号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第112号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
柳川市
- 2 事業の種類
矢ヶ部校区コミュニティセンター（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県柳川市三橋町柳河字松橋地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である柳川市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成23年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、柳川市が同市内の小学校区のうち矢ヶ部校区において、校区コミュニティの活動拠点となる施設として、同市三橋町柳河字松橋地内にコミュニティセンターの整備を行うものである。

現在柳川市では、行政に対する多様なニーズに対応するため、市民と行政との協働を推進することとしており、「第1次柳川市総合計画」の中でも、まちづくりの基本方針の一つとして、協働による市民主役のまちづくりを掲げ、この相手方として地域コミュニティを重視している。

しかしながら、行政区、婦人会、老人クラブ、子ども会等の既存の地域コミュニティは、地域コミュニティに対する意識の希薄化などにより、組織率の低下、加入者の減少、事務負担の増加などの問題を抱えており、協働の相手方となるには難しい状況である。そのため、新たに既存の地域コミュニティより広範囲の地域を対象として、小学校区を単位とする校区コミュニティを創造し、協働に取り組むことができるよう支援する必要がある。

ア 本事業の施行により得られる利益については、矢ヶ部校区における校区コミュニティの運営が円滑になされ、住民の生涯学習、地域交流及び安全安心等に寄与することにより、連帯感が醸成され、コミュニティ活動が活発に行われることが期待できるなど、校区コミュニティの活性化に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本事業の起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、交通の利便性、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、立地条件及び交通の利便性に優れ、造成工事が容易で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、「第1次柳川市総合計画」の中で掲げている協働による市民主役のまちづくりを推進するための事業であることから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、柳川市から申請のあった矢ヶ部校区コミュニティセンター（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

柳川市役所三橋庁舎（生涯学習課）

公 告

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年1月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事

2 競争入札の参加者の資格

次の(1)から(4)までのいずれにも該当しない者

(1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若

しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成23年5月1日から平成24年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載され、かつ、平成24年度の「一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」を提出している者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。

なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 平成23年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」

イ 平成21年10月1日から平成22年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ 平成24年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」

エ 平成22年10月1日から平成23年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

土木一式工事

1 工事名

五ヶ山ダム堤体建設工事

2 施工場所

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山

3 予定工期

平成24年度から平成29年度まで

4 工事概要

重力式コンクリートダムの堤体建設に係る土木一式工事

堤高：102.5m

堤頂長：556.0m

5 入札を行う時期

平成24年度第1・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県県土整備部企画交通課技術調査室契約班

電話 092-643-3522

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成24年1月25日

福岡県知事 小川 洋

土木一式工事

1 工事名

五ヶ山ダム骨材製造工事

2 施工場所

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山

3 予定工期

平成24年度から平成29年度まで

4 工事概要

重力式コンクリートダムの骨材製造に係る土木一式工事

堤高：102.5m

堤頂長：556.0m

5 入札を行う時期

平成24年度第1・四半期

受付期間 平成23年10月1日～10月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒木まなぶと八幡西区を盛り上げる会	荒木 学	荒木 信隆	北九州市八幡西区友田1-2-34-2F	平成23年10月11日
伊井渡後援会	伊井 渡	伊井 渡	八女市祈祷院428-2	平成23年10月26日

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県県土整備部企画交通課技術調査室契約班

電話 092-643-3522

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成23年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年1月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	351
筑前海区	1,191
福岡県有明海区	1,038

福岡県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

共に創る大夢多の会	森 遵	森 遵	大牟田市上町1-3-3上町Mハイツ201	平成23年10月20日
村岡よしやす後援会	熊谷 尚久	中野 廣視	行橋市大字今井3443	平成23年10月14日
八木のりおと新しい門司をつくる会	八木 徳雄	八木 雅美	北九州市門司区大里本町2-1-6	平成23年10月11日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成24年1月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成23年10月1日～10月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党甘木朝倉支部	主たる事務所の所在地	朝倉市菩提寺706	朝倉市堤1592-2	平成23年10月5日	平成23年10月7日
自由民主党粕屋支部	主たる事務所の所在地	糟屋郡須恵町須恵1070-2つえだビル1F	糟屋郡須恵町須恵659-1	平成23年10月13日	平成23年10月19日
自由民主党福岡県朝倉市・朝倉郡第一支部	主たる事務所の所在地	朝倉市菩提寺706	朝倉市堤1592-2	平成23年10月5日	平成23年10月7日
自由民主党福岡県粕屋郡第一支部	主たる事務所の所在地	糟屋郡須恵町須恵1070-2つえだビル1F	糟屋郡須恵町須恵659-1	平成23年10月13日	平成23年10月19日
自由民主党福岡県看護連盟支部	代表者	稲富 美奈子	秦 トヨ子	平成23年7月1日	平成23年10月5日
自由民主党福岡県北九州市小倉北区第一支部	会計責任者	串山 一孝	葛西 孔	平成23年10月14日	平成23年10月14日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第二支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区町上津役東1-14-1	北九州市八幡西区町上津役東2-4-1	平成23年10月5日	平成23年10月7日
自由民主党福岡県衆議院第五十二支部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区馬借2-6-3	北九州市小倉北区馬借2-6-6第一中央ビル303号	平成23年10月3日	平成23年10月5日
自由民主党八幡西支部	会計責任者	新川 雅俊	仰木 昌平	平成23年9月27日	平成23年10月7日

(9団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
あきの公造後援会	会計責任者	中島 隆治	中條 寿信	平成23年10月21日	平成23年10月21日

因きよのり後援会	代表者	因 清範	箱田 徳充	平成23年9月26日	平成23年10月3日
粕屋農政連	代表者	世利 昌規	百済 新次	平成23年8月18日	平成23年10月7日
	会計責任者	世利 昌規	百済 新次		
かわばた耕一後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区大里戸ノ上1-2-29-2F	北九州市門司区大里戸ノ上1-4-14	平成23年10月1日	平成23年10月6日
北九州市門司区医師連盟	代表者	白石 公彦	伊東 清四郎	平成23年9月30日	平成23年10月20日
	会計責任者	吉田 良	白石 公彦		
くりはら渉後援会	主たる事務所の所在地	朝倉市菩提寺706	朝倉市堤1592-2	平成23年9月1日	平成23年10月6日
中村明彦後援会	会計責任者	串山 一孝	葛西 孔	平成23年10月14日	平成23年10月14日
原田久美子後援会「仙人掌」の会	政治団体の名称	原田久美子後援会「仙人掌」の会	原田久美子後援会	平成23年10月1日	平成23年10月3日
福岡北九州政治経済研究会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区町上津役東1-14-1	北九州市八幡西区町上津役東2-4-1	平成23年8月22日	平成23年10月13日
福岡政経構想研究会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区町上津役東1-14-1	北九州市八幡西区町上津役東2-4-1	平成23年8月22日	平成23年10月13日
福岡地区トラック政治研究会	代表者	渡邊 洋光	大富 政明	平成23年5月24日	平成23年10月3日
古川清文後援会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区美野島4-1-2パロスリ パーコート式番館107	福岡市博多区東那珂1-12-3-406	平成23年10月7日	平成23年10月7日
松尾統章後援会連合会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区町上津役東1-14-1	北九州市八幡西区町上津役東2-4-1	平成23年8月22日	平成23年10月13日

(13団体)

福岡県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

受 付 期 間 平成23年10月1日～10月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
大石司後援会	平成23年10月25日	平成23年10月28日
野田栄市後援会	平成23年10月16日	平成23年10月20日

林繁実後援会

平成23年9月25日

平成23年10月13日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

受付期間 平成23年10月1日～10月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
因 清範	粕屋町長	因きよりの後援会	糟屋郡粕屋町若宮1-4-11	因 清範	平成23年9月26日	平成23年10月3日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

平成24年1月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成23年10月1日～10月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
川端 耕一	福岡県議会議員	かわばた耕一後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区大里戸ノ上1-2-29-2F	北九州市門司区大里戸ノ上1-4-14	平成23年10月1日	平成23年10月6日
栗原 渉	福岡県議会議員	くりはら渉後援会	主たる事務所の所在地	朝倉市菩提寺706	朝倉市堤1592-2	平成23年9月1日	平成23年10月6日
原田 久美子	太宰府市議会議員	原田久美子後援会「仙人掌」の会	政治団体の名称	原田久美子後援会「仙人掌」の会	原田久美子後援会	平成23年10月1日	平成23年10月3日
古川 清文	福岡市議会議員	古川清文後援会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区美野島4-1-2パロスリパークコート式番館107	福岡市博多区東那珂1-12-3-406	平成23年10月7日	平成23年10月7日
松尾 統章	福岡県議会議員	福岡政経構想研究会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区町上津役東1-14-1	北九州市八幡西区町上津役東2-4-1	平成23年8月22日	平成23年10月13日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定制取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成23年10月1日～10月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
大石 司	福岡市議会議員	大石司後援会	大石 司	平成23年10月25日	平成23年10月28日

野田 栄市	福岡県議会議員	野田栄市後援会	野田 栄市	平成23年10月16日	平成23年10月20日
-------	---------	---------	-------	-------------	-------------

(2 団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成24年1月25日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成24年4月25日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成24年4月26日（木）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成24年3月22日（木）から同年3月26日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）及び正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (3) 検定手数料
16,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (4) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
- ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- 8 成績証明書の交付
学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。
- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。